

令和6年

渡島西部広域事務組合議会

第2回定例会会議録

令和6年9月6日開会

令和6年9月6日閉会

渡島西部広域事務組合議会

会議録の作成にあたっては、誤字・脱字等に十分注意しましたが、時間の関係上、印刷原稿の校正は、初校しか出来ませんでした。誤りのある場合は、誠に恐縮ですが、ご理解いただきたくお願い致します。

渡島西部広域事務組合議会議長溝部幸基

目 次
令和6年9月6日（金曜日）第1号

○ 議事日程及び会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	1
○ 出席説明員	1
○ 欠席説明員	1
○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員	1
○ 開会	2
○ 開議宣告	2
○ 議事日程	2
○ 管理者の挨拶	2
○ 日程第1 会議録署名議員の指名	3
○ 日程第2 会期の決定	3
○ 日程第3 諸般の報告	3
○ 日程第4 管理者の行政報告	3
○ 日程第5 一般質問	4
○ 日程第6 報告第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書 について	5
○ 日程第7 認定第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定に ついて	6
○ 日程第8 議案第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）	13
○ 日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について	15
○ 閉会の議決	16
○ 閉会宣告	16

提出案件及び議決結果表

議案 番号	件 名	議決等 月 日	議決結果
報告 1	令和 5 年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について	9 月 6 日	報告済
認定 1	令和 5 年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について	9 月 6 日	原案認定
1	令和 6 年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算(第 2 号)	9 月 6 日	原案可決

令和6年 第2回定例会
令和6年9月6日（金曜日）第1号

◎議事日程及び会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 管理者の行政報告
日程第5 一般質問
日程第6 報告第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第7 認定第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8 議案第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）
日程第9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

◎出席議員（12名）

議長	12番	溝部 幸基（福島町）	副議長	11番	又地 信也（木古内町）
	1番	佐藤 孝男（福島町）		2番	沼山 雄平（松前町）
	3番	廣瀬 雅一（木古内町）		4番	相澤 巧（木古内町）
	5番	山田 顕人（知内町）		6番	木村 隆（福島町）
	7番	木村 一（知内町）		8番	堺 繁光（松前町）
	9番	谷口 康之（知内町）		10番	伊藤 幸司（松前町）

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員（19名）

管理者	鳴海 清春	副管理者	小鹿 一彦		
参与	若佐 智弘	参与	西山 和夫	参与	鈴木 慎也
幹事	尾坂 一範	幹事	大野 樹	幹事	羽沢 裕一
監査委員	本庄屋 誠	会計管理者	古一 直喜	事務局長	要田 吾朗
衛生センター長	堺 泰幸	消防長	伊藤 則幸	松前消防署長	小川 隆広
福島消防署長	住吉 竜大	知内消防署長	成澤 悟	木古内消防署長	石塚 睦
消防本部主幹	大嶋 茂	衛生センター庶務係長	佐藤 拓海		

◎欠席説明員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員（3名）

次長	梅岡 忍	書記	上田 沙恵	書記	田中 優香
----	------	----	-------	----	-------

◎開議・開議宣告・議事日程

○議長（溝部幸基）

ただいまの出席議員は12名で、議員定数の半数に達しており、会議は成立致しましたので、令和6年第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

◎管理者の挨拶

○議長（溝部幸基）

申し出がありますので、管理者の挨拶を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

どうもご苦労様でございます。

令和6年第2回定例会の開催にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、定例会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、今年の夏は、昨年に引き続き全国各地で記録的な猛暑が続き、突然のゲリラ豪雨や台風が東北地方を直撃するなど、これまでに経験したことのないような事象が頻繁に起きてございます。

なお、今後も気温上昇や自然災害が多発することが危惧されており、私たちが今できる身近なことから備えることが大切だと感じているところでもございます。

当組合においても、住民の生命・財産を守る観点から引き続き、消防訓練等を重ねてまいりたいと考えてございますので、議員各位のご協力をお願いしたいと思っております。

そのような中、行政報告にもありますように、当組合の消防署員が「第52回全国消防救助技術大会」へ出場し、優秀な成績を収めております。出場された署員の方々にお祝いを申し上げます。誠にありがとうございます。

次に、本日の議案にもありますように、令和5年度の決算において、26,546,094円の繰越額を計上してございます。

令和5年度の決算審査意見書にありますように、今後も構成四町の負担金をもって運営されていることを職員一人ひとりが自覚し、もって職員の創意工夫と意識改革を積極的に進めることで、組合の効率性を追求しつつ、適正な組合運営に努めてまいり所存でありますので、ご理解をお願い申し上げます。

それでは、本日の議案の内容についてですが、報告事項が1件、令和5年度一般会計歳入歳出決算認定が1件、及び令和6年度一般会計補正予算が1件の計3件の議案審議をお願いするものでございます。

次に、補正の主な内容ですが、令和5年度決算が確定したことに伴う剰余還付金及び衛生センター施設整備基金への積立金のほか、新たにペーパーレス会議システムの導入に要する経費等となっております。

なお、議案につきましては、担当者から詳しく説明を致しますので、ご審議のうえ、議決賜りますよう、よろしくお願い致します。

以上、簡単ではありますが、開催にあたっての挨拶と致します。

本日はどうぞよろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

管理者の挨拶を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定に基づき、2番 沼山雄平議員、3番 廣瀬雅一議員を指名致します。

◎会期の決定

○議長（溝部幸基）

日程第2 会期の決定を議題と致します。

本定例会の会期は、本日1日と致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本定例会の会期は本日1日と決定致しました。

◎諸般の報告

○議長（溝部幸基）

日程第3 諸般の報告を行います。諸般の報告は、皆様に配付のとおりですので、ご了承願います。

◎管理者の行政報告

○議長（溝部幸基）

日程第4 管理者より申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

令和6年渡島西部広域事務組合議会第2回定例会の開催にあたり、令和6年第1回臨時会以降の行政報告を申し上げます。

1点目、消防関係について。

(1) 行方不明者の捜索について。

5月22日に木古内警察署から、木古内町札苅地区において同地区在住の80代女性が行方不明との通報があり、22日、23日及び27日の3日間、木古内警察署をはじめ木古内消防署、木古内消防団、木古内町役場及び道警へりによる懸命な捜索を行うとともに、木古内消防署、知内消防署にあってはドローンによる捜索を実施しましたが、発見には至りませんでした。

(2) 水難事故について。

8月11日に木古内町新道地区の海岸において、北斗市在住の40代女性が海岸を散歩中に沖へ流されたと木古内消防署へ通報があり、署員が現場で20メートル程の沖合の海面に人が浮かんでいるのを確認しましたが、波のうねりが強いことから直接の救助は厳しいと判断し、速やかに海上保安庁や漁組等の関係機関に協力を要請したところ、波打ち際へ押し戻されてきた要救助者を引き上げ救急搬送しましたが、残念ながら搬送先の病院で死亡が確認されました。

改めて、お亡くなりになられた方のご冥福を、心よりお祈り致します。

(3) 第52回全国消防救助技術大会への出場について。

7月13日に「第52回全道消防救助技術訓練指導会」が札幌市で開催され、当組合の福島消防署員が「ほふく救助の部」に出場し、優秀な成績により大会長表彰を受賞してございます。

また、福島消防署員は、道西地区代表として8月23日に千葉県市原市で開催されました「第52回全国消防救助技術大会」に出場し、迅速かつ安全確実な動きで優秀な成績を収めてございます。

なお、全国大会に関連した予算を、本定例会に補正計上してございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

他の行事等につきましても、諸般の報告に整理してありますので、後ほど参考としていただきたいと思ひます。

以上、行政報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（溝部幸基）

日程第5 一般質問を行います。一般質問は1名の議員より提出されております。

6番 木村 隆議員。

○6番（木村 隆）

一般質問を朗読させていただきます。

消防団員用ポンプ車の更新と団員の準中型自動車免許の必要性について。

平成19年6月1日まで、普通自動車免許で運転ができる車両の総重量は8トン未満でした。その後、道路交通法の改正により、平成19年6月2日以降の普通自動車免許取得者は、5トン未満の車両の運転が可能となり、平成29年3月12日以降の取得者は、3.5トン未満の車両の運転が可能となっています。

消防団に配備されるポンプ車の総重量は、4トンから7トンが一般的といわれており、そのため平成19年6月2日以降に普通自動車免許を取得した消防団員は、前述した総重量以上のポンプ車を運転することができないため、若い消防団員は訓練や火災出動の際、ポンプ車を運転できないという状況が将来的に増えていくと思われまます。

消防団員に準中型自動車免許を取得してもらうため、国の特別交付税措置を利用し、免許取得に対する助成制度を導入した自治体もありますが、自動車教習所に通う手間や出費等を考えると、メリットが感じられない気がしまます。

今後のポンプ車の更新にあたっては、普通自動車免許で運転が可能な3.5トン未満のポンプ車や、可搬ポンプ積載車等に変更していくことも必要ではないかと考えまますが、見解を伺いまます。

また、消防団員の準中型自動車免許取得助成制度が、今後必要なのかどうかについても、見解を伺いまます。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春管理者。

○管理者（鳴海清春）

木村議員のご質問に、お答え致しまます。

道路交通法の一部を改正する法律が平成29年3月12日に施行され、これまで普通自動車免許で運転できる車両の総重量が変更となり、新たに「準中型自動車免許」が創設されてあります。

それに伴い、新たに普通自動車免許を取得した消防団員は、車両総重量3.5トン以上のポンプ自動車を運転できなくなり、将来的に消防団活動に支障が生じる恐れがあります。

ご質問の今後のポンプ車の更新における3.5トン未満のポンプ車等の導入につきましても、それぞれの消防団の地域性や総合的な消防力を判断し、消防施設整備計画において更新計画が策定されてありますので、現時点では、当計画に沿って実施してまいります。

次に、新たに創設された「準中型自動車免許」への取得助成制度に関しましても、現時点では団員に占める準中型自動車免許の対象者は少数に留まっておりますが、今後、増加することが想定されまますので、消防庁における「消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する公費助成制度に係る先行事例」を参考に、次年度の制度設計に向けた検討を進めてまいります。

○議長（溝部幸基）

6番 木村 隆議員。

○6番（木村隆）

今日の質問ですけれども、道路交通法の改正で運転ができないということを、薄っすら記憶にはありましたけれども、特に気にしないまま今日に来てしまいました。先日、私の所属している分団でも若い団員が複数人いるということで、今後、こういった団員はいざというとき運転もできないままでいいのだろうかと思ひまして、色々調べました。色々調べました結果、今回の質問のような言い回しになった、ということでございます。

それで、再質問ですけれども、今日はありません。問題を提起してですね、少し様子を見てみたいと思います。全ての分団がポンプ車を配備しているわけではありません。福島消防団に限って言えば、5分団ありますけれども、1分団しかポンプ車の配備がありません。おそらく他の町も1分団か2分団ぐらいの、トン数は分かりませんが、配備ではないかなと思っております。

それからもう一つ、今、答弁にもありましたけれども、今日明日火災が起きて、ポンプ車が出動できないというわけでもありません。ですから、今後、免許取得の助成制度を作っていくような話がありますので、利用してもらえそうな制度を期待して、簡単ですけれども、今日は終わりたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海青春管理者。

○管理者（鳴海青春）

木村議員おっしゃるとおり、各消防署で該当する車輛も限られる中で、また、実際、現状の中でも全体で300人ぐらいの、304人ですか。団員がおりますけれども、そのうち21人、6.9%が対象者になるのかなと。ただ道路交通法が改正されていますので、これからの免許を取得する方々は、ほぼ該当になってくるのかなという気がしますので、いち早く、今回の質問を受けて、4町の、私以外の3町の町長方にも、当然、今度予算がかかることとなりますので、消防費については、ほぼほぼ所管町の負担という形になりますので。そこについて参与・幹事会の中でお話をさせていただき、いち早く了解を取り付けさせていただきましたので、消防本部が主導して、署長を中心に、こういった形の制度が良いのか、全体的に見ますと、大体15～20万円位の経費に対しまして、平均的には2分の1助成をしているという形でありますので、限度額も大体10～15万円という範囲で、全国の例を見ますと、なっていますので、当町としても、それを倣う形で検討させていただきますので、粗々、詳細が出ましたら、また、色んな形で団員の方々にも周知、徹底をしていきたいと思ひます。

我々としては、できれば、来年の新年度予算から、適用できる形で調整をさせていただきたいと思ひますので、また、議会の方にも関連予算の関係で、2月には新たな予算としてお願いすることになると思ひますので、ご了解いただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

一般質問を終わります。

◎報告第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について

○議長（溝部幸基）

日程第6 報告第1号 令和5年度一般会計繰越明許費繰越計算書を議題と致します。内容の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案をご用意いたします。

議案の1頁をお開きください。

報告第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計繰越明許費繰越計算書について。

令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年9月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

2頁をお願い致します。

繰越明許費に係る繰越計算書を調整致しましたのでご報告致します。

令和5年度から令和6年度に繰り越した1事業で、2月29日に開催された第1回定例会において繰越事業としたものでございます。

3款衛生費、1項清掃費、事業名が除雪機購入事業です。翌年度繰越額が280万5千円です。

当該事業につきましては、令和5年12月定例会において補正計上したところではありますが、納入までに1年程度の期間を要するため、年度内に事業が完了しないことから繰越となりました。

以上で報告第1号の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりましたが、特に確認したい事項等はございますか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

報告第1号を終わります。

◎認定第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

○議長（溝部幸基）

日程第7 認定第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定を議題と致します。

地方自治法第233条第5項、第241条第5項の規定による書類も提出されておりますので、これらも含めて審査致します。

お諮り致します。

監査委員の審査意見につきましては、説明を省略致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

ご異議なしと認め、そのように進めて参ります。

監査委員の審査意見に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

提案理由、決算内容の説明、実質収支調書、財産調書、基金運用状況の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

資料1の議案と資料3の決算書、資料4の決算説明書をご用意下さい。

それでは、資料1の議案3頁をお開き願います。

認定第1号 令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算を、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

令和6年9月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

それでは、決算の内容について、説明致します。

資料4の決算説明書1頁をお開き願います。

令和5年度渡島西部広域事務組合一般会計歳入歳出決算説明書の中段をご覧ください。

歳入決算額16億4,767万1,320円、歳出決算額16億2,112万5,226円、歳入歳出差引額2,654万6,094円、これを令和6年度へ繰り越しました。

下段の表、決算の業務別内訳の歳入歳出差引額欄をご覧ください。

差引額の内訳は、衛生関係が1,075万4,655円、消防関係が1,579万1,439円となっております。後ほど13頁の一般会計決算精算表で、基金積立金や構成町への還付金について説明致します。2頁をお願い致します。

「款別歳入決算額の状況」について説明致します。

表の下段の合計欄をご覧ください。

調定額合計は16億4,767万1,320円、収入済額合計同額で、対調定額収入割合は100%でございます。

表の右端をご覧ください。

歳入に占める款別の割合は、1款分担金及び負担金が全体の89.6%、2款使用料及び手数料が6.4%、以下、表のとおりでございます。

なお、予算科目ごとの内容につきましては、資料3の決算書9頁から12頁に記載しておりますので、後ほど、ご確認願います。

3頁をお願い致します。

(1) 組合負担金の状況です。

衛生関係分の負担金は、表中段の小計、右端合計欄4億4,742万3千円、また、消防関係分は、下から2行目の小計10億2,803万2千円で、負担金合計額は、14億7,545万5千円となりました。

4頁をお願い致します。

(2) 組合手数料の状況です。

し尿処理手数料から消防手数料までの収入済額の合計は、1億522万1,465円となりました。

この内、し尿処理手数料は8,820万3,830円で全体の83.8%、また、浄化槽汚泥処理手数料は1,029万円で9.8%、以下ごみ処理手数料、消防手数料の順となっております。

(3) 組合債の状況です。

令和5年度の起債借入件数は1件で、借入総額は1,610万円でございます。

借入先は道南うみ街信用金庫福島支店の1件で、四消防署の災害対応ドローンに係る消防施設整備事業となっております。

5頁をお願い致します。

「款別歳出決算額の状況」です。

表の下、合計をご覧ください。

予算現額16億4,441万7千円に対し、支出済額が16億2,112万5,226円、不用額は2,329万1,774円、執行割合の対予算現額98.6%であります。

なお、不用額には繰越明許費280万5千円を含んでおります。

6頁をお願い致します。

(1) 性質別経費の状況です。

款別の歳出決算額を性質別に、また、前年度との対比を記載した表です。

表の左下、下から2段目、合計の令和5年度と令和4年度の前年比をご覧ください。

人件費は前年比0.1%の増、物件費は1.0%の増、補助費等は、退職手当組合清算還付金により49.0%の減、維持補修費は、リサイクルプラザの火災に伴う修繕費等により26.4%の増、建設事業費は、令和4年度の江良出張所建設事業完了により71.2%の減、公債費は2.9%の増、積立金は、知内町及び木古内町の負担金による積立分の増により、59.4%の増、合計では前年比16.3%の減となりました。

7頁をお願い致します。

(2) 款及び節別支出一覧表です。

款別の歳出決算額と構成比を節別に記載した表です。

1節報酬は、議員12名、監査委員2名、消防団員293名に対する報酬であります。

支出額は2,201万2,821円となりました。

2節給料から4節共済費までの職員113人に対する人件費は、合計8億206万8,086円で構成比

49.5%となりました。

なお、職員数は前年度より1名増となっております。

7節報償費、以下記載のとおりとなっております。

8頁をお願い致します。

(3) 普通建設事業費の状況です。

事務局から木古内消防署までの普通建設事業を8頁から9頁に記載しております。

事業費合計は、9頁に記載のとおり1億2,376万6,700円であります。

財源内訳は、国道支出金188万1千円、地方債が1,610万円、その他1,227万6千円は全額、衛生センター施設整備基金で、一般財源が9,350万9,700円であります。

1千万円以上の大型事業は、衛生センターでは破砕機電動機改修工事、知内消防署では消防ポンプ自動車(CD-I)の2事業となっております。

10頁をお願い致します。

(4) 職員等給与費の状況です。

職員数の詳しい内訳につきましては、26頁に記載しておりますので、後ほど参照願います。

令和5年度の職員115人のうち派遣職員2人を除く113人分の給与費であります。

表右端合計をご覧ください。

給料が3億7,029万2,400円、職員手当等が小計2億6,689万7,790円、共済費等が小計1億6,498万3,303円、給与費合計で8億217万3,493円となりました。

11頁をお願い致します。

「その他の参考資料」で、(1) 組合債未償還元金現在高です。

表下の合計欄を左から順に説明致します。

令和4年度末現在高は、6億4,953万2,349円でした。

令和5年度起債額は1,610万円、償還額は1億865万5,596円で、令和5年度末現在高は、5億5,697万6,753円となりました。

なお、令和5年度の支払利子は、270万5,653円でした。

12頁をお願い致します。

(2) 組合債未償還元利償還表です。表右下の合計をご覧ください。

未償還元金は、ただいま説明の5億5,697万6,753円、また、これに係る利子は、781万5,317円で、合計5億6,479万2,070円が、令和5年度末現在の未償還元利償還額です。

この内、衛生分は4億8,178万7,805円、消防分は8,300万4,265円であります。

13頁をお願い致します。

(3) 令和5年度一般会計決算精算表です。

この表は、決算繰越額2,654万6,094円を構成町持分額で表したものです。

Aの衛生部門繰越額794万9,655円は、衛生センター施設整備基金に全額積立て致します。Bの衛生部門、繰越明許費280万5千円につきましては、令和6年度に繰り越した1事業分で決算繰越額に含まれます。

また、Cの消防部門繰越額1,579万1,439円は、構成町に還付致します。

(4) 令和5年度基金積立内訳です。

衛生センター施設整備基金は、表の一番下の左側計欄に記載しておりますが、令和4年度末現在高1億2,895万2,319円に、令和5年度積立額小計4,414万9,454円を積立てし、令和5年度において破砕機電動機改修工事費の財源に充てるため、1,227万6千円を基金から取り崩しましたので、令和5年度末現在高は、1億6,082万5,773円となっております。

構成町別の現在高は記載のとおりであります。

14頁をお願い致します。

(5) 構成町別負担金算出基準です。

構成町の負担金につきましては、組合規約第15条第2項に基づき、経費ごとに、均等割・人口

割・財政割・実績割により負担割合を決定し、積算しております。

また、消防本部を除く消防費につきましては、全額、消防署所在の町の負担となっております。

下段に負担率基準計数を、15頁に地方債元利償還金に係る負担割合と負担率基準計数を記載しております。後ほどご覧くださいよう、お願い致します。

16頁をお願い致します。

(6) 令和5年度歳入決算状況及び17頁の(7) 令和5年度歳出決算状況は、2頁及び5頁で説明した款別の内容を目別にまとめたものです。

18頁をお願い致します。

(8) 歳入内訳及び歳出不用額一覧です。

はじめに歳入内訳です。歳入の決算額で、手数料関係では、収集量の増加により、し尿処理手数料37万5,830円の増、処理量の増加により、ごみ処理手数料14万185円の増となりました。

財産収入については、財産売払収入で鉄屑、ペットボトル等の物品売払収入が262万73円の増となっております。

諸収入については、救急救命士追加講習受講経費助成金などの雑入が26万703円の増となりました。

19頁をお願い致します。

歳出の不用額を説明致します。

節において10万円以上の不用額があったものを中心に説明致します。

最初に事務局所管分です。

事務局費38万4,225円は、10節需用費10万857円で、事務用品等の消耗品の購入実績によるもの、11節役務費120,722円で、電話料等通信運搬費の実績によるものであります。

20頁をお願い致します。

衛生センター所管分です。

し尿処理費299万9,423円は、10節需用費155万5,923円で、消耗器材費及び光熱水費等の実績によるもの、12節委託料112万1,556円で、除雪業務委託料、し尿収集運搬業務委託料等の実績によるもの、18節負担金、補助及び交付金17万1,374円で、派遣職員給与費負担金等の実績によるものであります。

ごみ再生処理費77万6,568円は、10節需用費46万6,690円で、消耗品費等の実績によるもの、12節委託料26万2,124円で、除雪業務委託料等の実績によるものであります。

最終処分場処理費の予算額2,570万6千円から支出済額2,220万1,473円及び繰越明許費280万5千円を差し引いた不用額69万9,527円は、10節需用費44万405円で、修繕費等の実績によるもの、12節委託料24万9,500円で、除雪業務委託料等の実績によるものであります。

続いて、消防本部所管分です。

消防本部費102万857円は、4節共済費12万7,799円で、基礎年金拠出金の負担金率変更によるもので、四消防署においても同様の理由で不用額が生じております。

8節旅費28万1,600円で、会議等の中止による普通旅費や、緊急消防援助隊派遣の実績がなかったことにより、派遣旅費と13節使用料及び賃借料23万578円のうち車輛フェリー代が不用額となりました。

10節需用費13万8,582円で、消耗品費等の購入実績によるもの、12節委託料10万2,800円で、消防救急デジタル無線設備保守点検業務委託料の見積減によるものであります。

21頁をお願い致します。

松前消防署所管分です。

署費192万5,985円は、3節職員手当等40万9,884円で、出勤実績によるもの、4節共済費89万8,854円で、本部同様、負担金率変更によるもの、10節需用費36万3,868円で、ドローン修繕がなかったことによるものであります。

団費79万1,762円は、1節報酬68万6,703円で、火災等の出勤実績によるものであります。

施設費 10 万 3,135 円は、10 節需用費 10 万 1,386 円で、消火栓維持補修費の実績によるものであります。

次に、福島消防署所管分です。

署費 218 万 4,673 円は、3 節職員手当等 27 万 9,815 円で、出勤実績によるもの、4 節共済費 64 万 8,914 円で、本部同様、負担金率変更によるもの、10 節需用費 98 万 2,753 円で、燃料費等の実績によるもの、11 節役務費 13 万 7,253 円で、各種手数料の実績によるものであります。

団費 86 万 6,988 円は、1 節報酬 59 万 2,987 円で火災等の出勤実績によるもの、10 節需用費 15 万 603 円で、車輛維持修繕費等の実績によるものであります。

22 頁をお願い致します。

知内消防署所管分です。

署費 283 万 9,834 円は、3 節職員手当等 37 万 3,088 円で、出勤実績によるもの、4 節共済費 66 万 6,496 円で、本部同様、負担金率変更によるもの、8 節旅費 20 万 7,560 円で、研修旅費等の実績によるもの、10 節需用費 107 万 3,921 円で、燃料費等の実績によるもの、11 節役務費 11 万 770 円で、各種手数料の実績によるもの、17 節備品購入費 25 万 950 円で、活動用備品購入費の実績によるものであります。

団費 71 万 707 円は、1 節報酬 42 万 8,606 円で、火災等の出勤実績によるものであります。

施設費 33 万 2,142 円は、10 節需用費 27 万 5,102 円で、修繕費の実績によるものであります。

23 頁をお願い致します。

木古内消防署所管分です。

署費 174 万 5,628 円は、3 節職員手当等 32 万 7,402 円で、出勤実績によるもの、4 節共済費 63 万 8,809 円で、本部同様、負担金率変更によるもの、10 節需用費 54 万 6,500 円で、燃料費等の実績によるものであります。

団費 44 万 6,639 円は、1 節報酬 25 万 9,883 円で、火災等の出勤実績によるものであります。

施設費 31 万 827 円は、17 節備品購入費 22 万 5,000 円で、庁舎用備品購入費等の実績によるものであります。

歳出合計で予算額から支出済額、繰越明許費を差引しますと、不用額 2,048 万 6,774 円となりました。

24 頁の(9) 衛生関係資料と 25 頁の(10) 消防関係資料については、後ほど衛生センター長と消防長より、説明致します。

以上で決算説明書の説明を終わります。

次に、決算書により、実質収支及び財産に関する調書、基金等を説明致します。

資料 3 の決算書 28 頁をお願い致します。

【3】実質収支に関する調書です。

ここで、1 点、追記訂正をお願い致します。

区分 4. 翌年度へ繰越すべき財源の計の金額単位が“円”となっておりますが、正しくは“千円”ですので、“千”を追記し、“千円”に訂正願います。

1. 歳入総額 16 億 4,767 万 1 千円から、2. 歳出総額 16 億 2,112 万 5 千円を差し引いた、3. 歳入歳出差引額が 2,654 万 6 千円となり、4. 翌年度へ繰越すべき財源として(2) 繰越明許費繰越額が 280 万 5 千円ですので、これを差し引いた、5. 実質収支額は 2,374 万 1 千円となります。6. 実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入金はございません。

29 頁をお願い致します。

【4】財産に関する調書です。

1 公有財産、(1)土地及び建物の総括で説明致します。

最初に、土地については、前年度末からの増減はなく、その他の施設と山林を合わせまして、決算年度末残高合計 12 万 5,230.78 m²となっております。

建物については、木造部分は増減なし、非木造部分は消防施設の異動があり、松前消防署荒谷消防

器具置場の取壊しにより、14.85㎡の減となりました。

なお、その他の施設の異動はないため、決算年度末現在高は合計で1万3,433.81㎡となっております。

内訳は、30頁の行政財産、31頁の普通財産、32頁の山林について、記載のとおりとなっております。

33頁をお願い致します。

2 物品です。増減のあったものは、消防分の自動車が2台増、1台減、小型動力ポンプが1台増、1台減、心肺蘇生人形が1体増、1体減、空気呼吸器が4台増、8台減、水難救助潜水士装備品が1式増、災害対応ドローンが4台増で、所属所の内訳は備考欄に記載のとおりであります。

34頁をお願い致します。

3 基金です。

(1) 渡島西部衛生センター施設整備基金の決算年度末現在高は、先に説明のとおり、1億6,082万5,773円であり、次の35頁から36頁までは、施設整備基金の決算審査意見書と運用状況調書です。後ほどご覧ください。

以上で、決算内容の説明を終わります。

ご審議よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

事務局長の説明が終わりました。

廃棄物収集処理実績表の説明を求めます。

堺泰幸衛生センター長。

○衛生センター長（堺泰幸）

それでは、(9)衛生関係資料についてご説明致しますので、別冊4一般会計決算説明書の24頁をお開きください。

タイトルは、渡島西部衛生センター廃棄物収集処理実績表（前年度比）でございます。

表の区分に沿ってご説明致します。最初は「浄化槽汚泥処理実績」です。

搬入量の合計は2,100kℓであり、昨年より70kℓ減少し、対前年伸率では3.2%の減となりました。

松前町と福島町において、対前年伸率は記載のとおりですが、今後、合併浄化槽が普及してくれば処理量が増加してくるものと思います。

知内町においては、下水道が普及しておりますので、今後も50kℓ未満で推移していくものと思われるます。

木古内町においては、令和2年度以降、搬入実績がありません。

次に、し尿収集実績についてご説明致します。

収集量の合計は1万6,032.22kℓであり、昨年より375.04kℓ減少し、対前年伸率では2.3%の減となりました。全体の減少理由については、人口減少及び下水道と合併浄化槽の普及に伴うものと考えております。

続いて、ごみ処理実績についてご説明致します。

当センターで扱うごみは、燃えないごみ、燃えない粗大ごみ、空き缶やペットボトル、その他プラスチック容器類の資源ごみでございます。

処理量の合計は798.94トンであり、昨年より117.52トン減少し、対前年伸率では12.8%の減となりました。

対前年伸率を見ますと、各町でマイナス17.0%からマイナス6.2%の範囲で減少しており、この表には内訳を記載していませんが、全体的な傾向として、町が収集している全ての項目において減少しておりますので、人口減少が主な要因と考えます。

また、令和5年度において、火災に伴うごみの搬入はありません。

最後に、最終処分場処理実績についてご説明致します。

埋立量の合計は876.31トンであり、昨年より19.32トン増加し、対前年伸率で2.3%の増加となります。

ました。

埋立量が増加した理由については、各町から持ち込まれたごみは減少しておりますが、渡島廃棄物処理広域連合から受入れしております飛灰が、昨年度より約30トン増加したためとなっております。

以上をもちまして、衛生関係資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

衛生センター長の説明が終わりました。

消防関係資料の説明を求めます。

伊藤則幸消防長。

○消防長（伊藤則幸）

それでは、令和5年度の消防活動の説明を致します。25頁をお願い致します。

表のカッコ書きにつきましては、前年度の数値でございます。

はじめに、上段の表、救急活動状況についてご説明致します。表右下の合計欄をご覧ください。

出動件数は、1,465件で前年度と比較し158件の増、搬送人員につきましては1,402名で、前年度と比較致しますと140名増加しております。

出動件数を構成町別に見ますと、松前町が前年度比42件増加しております、603件、福島町が25件増の310件、知内町が38件増の208件、木古内町が53件増加しており344件となっております。

次に、中段の表、ドクターヘリ搬送状況でございます。表右下の合計欄をご覧ください。

組合全体の出動件数は46件で、前年度より7件減少しております。搬送人員は45名で、7名減となっております。構成町ごとでは、福島町が6件増加となっておりますが、他3町は減少している状況でございます。

続きまして、下段の表、火災発生状況についてご説明致します。

発生件数は前年度より2件少ない5件で、亡くなられた方はおりませんでした。

構成町ごとの火災種別、損害額につきましては記載のとおりでございます。

以上で、消防関係資料の説明を終わります。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

認定第1号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、認定第1号は認定することに決定致しました。

暫時、休憩を致します。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時14分

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

◎議案第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第1号 令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）を議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

要田吾朗事務局長。

○事務局長（要田吾朗）

それでは、資料1議案と資料2説明資料をご用意ください。

最初に資料1の5頁をお開き下さい。

議案第1号、令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,767万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,205万7千円とする。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年9月6日提出、渡島西部広域事務組合管理者。

今回の補正予算の概要を申し上げます。

経費別構成町負担按分表確定による負担金額の調整、決算額確定による繰越金及び剰余金の還付、ペーパーレス会議システムの導入及び議会用タブレット端末購入費であります。

資料2説明資料1頁をお願い致します。

議案第1号関係、経費別構成町負担按分表の変更について。

1 提案の理由について。

構成町の負担金割合につきましては、組合同約第15条第2項で、均等割及び人口割、また、財政割、衛生関係のし尿処理等の実績割に基づき積算するものと規定されております。

この度、今年度の負担率確定の基礎となる構成町の令和6年4月1日の住民基本台帳人口、また、令和5年度のし尿収集量、ごみ処理量、最終処分場埋立量の年間実績量が確定しましたので、これに関係する構成町負担率を変更致します。

2 構成町負担率変更に伴う負担金の調整について。

負担率の変更に伴い、下記のとおり構成町負担金を調整致します。

なお、構成町の衛生負担金の増減の主な要因は、し尿処理実績等によるものであります。

1頁の右下の「構成町ごとの増減計」のとおり、松前町と福島町、木古内町が増、知内町が減となっております。

2頁から3頁に当初の負担按分表、4頁から5頁に確定後の負担按分表を記載しております。

確定後の負担按分表により構成町の負担金を調整するものであります。

6頁をお願い致します。

同じく議案第1号関係で、公債費に係る利率見直し及び普通地方交付税の補正についてであります。

1 提案の理由について。

平成25年度債が借入れから10年経過し、令和6年3月25日に利率が見直され、当初の0.6%から0.3%へ変更となったことにより、元利償還額を補正するものであります。

また、今年度の普通地方交付税が7月30日に決定し、交付額は4,311万2千円で、予算計上済額4,306万8千円に対し、4万4千円の増額となりました。

2 普通地方交付税決定の概要について。

増額の主な内容については、令和5年度債分の増額です。

公債費に係る利率の見直し及び普通地方交付税補正内訳表については、7頁に記載のとおりです。続いて、補正予算の説明を致しますので11頁をお開き下さい。

それでは、歳出から所属毎に節で10万円以上の増減があったものを中心に説明致します。始めに、事務局所管分です。

1款議会費、1項、1目議会費、12節委託料31万9千円の増は、ペーパーレス会議システム導入業務委託料によるものです。

17節備品購入費322万9千円の増は、議会用タブレット端末購入費によるものです。

5款公債費、1項、1目元金37万円の増額、22節償還金利子及び割引料同額、及び2目利子88万5千円の減額、22節償還金利子及び割引料同額は、先ほど6頁で説明しましたとおり、利率見直しにより元金が増、利子が減となっております。

6款諸支出金、1項、1目前年度会計剰余還付金1,579万1千円の増額であります。

22節償還金利子及び割引料同額は、決算確定に伴う消防部門に係る構成町への還付金となっております、還付額は説明欄に記載のとおりとなっております。

12頁をお願い致します。

ここで、訂正をお願い致します。

節欄22節償還金利子及び割引料が“1,579万1千円”となっておりますが、正しくは“△60万7千円”ですので、“△607”と訂正願います。

2項、1目退職手当組合清算還付金60万7千円の減額であります。

22節償還金利子及び割引料同額は、令和4年度及び令和5年度分還付金の確定によるものであり、還付額については説明欄に記載のとおりとなっております。

3項、1目衛生センター施設整備基金積立金794万9千円の増額であります。

24節積立金同額は、決算確定に伴う衛生部門に係る繰越金を施設整備基金へ積立てするものであります。積立金内訳は説明欄に記載のとおりとなっております。

なお、16頁に令和6年度衛生センター施設整備基金積立調書を掲載しておりますので、後ほどご参照下さい。

13頁をお願い致します。

衛生センター所管分です。

3款衛生費、1項、1目し尿処理費50万9千円の増額であります。

10節需用費49万5千円の増は、汚泥再生処理センターのシャッター修繕費によるものです。

13節使用料及び賃借料1万4千円の増は、10万円以上の増ではありませんが、各所属所共通で使用しているグループウェアの月額使用料の改定によるものであり、消防本部以降の同様の内容の説明は省略させていただきます。なお、衛生センターにつきましては、使用ユーザーの増によるものも含まれております。

松前消防署所管分です。

4款消防費、3項、1目松前施設費25万7千円の増額であります。

10節需用費24万8千円の増は、庁舎排水管修繕によるものです。

14頁をお願い致します。

福島消防署所管分です。

1項、3目福島消防署費40万3千円の増額であります。

8節旅費39万8千円の増は、管理者挨拶、行政報告にもありました、千葉県市原市で開催の全国消防救助技術大会出場に伴うものです。

知内消防署所管分です。

2項、3目知内消防団費23万8千円の増額であります。

10節需用費同額は小型ポンプ修繕によるものです。

歳出の補正についての説明は以上です。

続いて歳入を説明致しますので、8頁をお開き下さい。

1 款分担金及び負担金、1 項、1 目衛生負担金 176 万 8 千円の増額は、按分率変更と歳出補正に伴うものであります。構成町の負担金は、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金まで記載の額となります。

2 目消防負担金 277 万 1 千円の増額は、議会費から消防本部費は按分により、署費、団費、施設費、消防公債費は構成町からの負担となり、また、地方交付税分は交付先が福島町となっていることから、福島町負担金に計上しており、構成町別の負担金は、1 節松前町負担金から 4 節木古内町負担金までの記載の額となります。

9 頁をお願い致します。

6 款繰入金、1 項、1 目、1 節衛生センター施設整備基金繰入金は、按分率の変更に伴い、各町基金繰入額が変更となるもので、財源調整のため補正額は 0 円となっております。変更後の繰入額につきましては、16 頁基金積立調書の(3)取崩額に記載のとおりとなっております。

7 款繰越金、1 項、1 目、1 節繰越金 2,374 万円の増額は、令和 5 年度一般会計決算確定によるもので、歳入から歳出を差引きした額となっております。

10 頁をお願い致します。

8 款諸収入、2 項、1 目、1 節雑入 60 万 7 千円の減額は、先ほど歳出で説明しました退職手当組合清算還付金の確定によるものです。

総額では、歳入歳出とも 2,767 万 2 千円の増額補正となります。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願い致します。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

討論なしと認め、討論を終わります。

採決を行います。

お諮り致します。

議案第 1 号に賛成の方は起立を願います。

起立全員であり、議案第 1 号は可決致しました。

◎閉会中の正・副議長、議員の出張承認について

○議長（溝部幸基）

日程第 9 閉会中の正・副議長、議員の出張承認を議題と致します。

お諮り致します。

閉会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修等について、正・副議長、議員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしましたとおり、承認することに決定致しました。

出席または派遣する議員については、その都度議長において指名することと致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、その都度議長において指名することに決定致しました。

◎閉会の議決・閉会の宣告

○議長（溝部幸基）

お諮り致します。

本会議に付議された案件の審議を全て終了致しましたので、令和6年第2回定例会を閉会致したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、本日の会議を閉じます。

どうもご苦労様でした。

（閉会午後3時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡島西部広域事務組合議会

議 長 溝 部 幸 基

署名議員 沼 山 雄 平

署名議員 廣 瀬 雅 一